**平成２９年（フ）第１１７５号**
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ23―303号
債務者　椎名　玲子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１２４４号**
大阪市西淀川区佃２丁目２番佃住宅４号館505号室、住民票上の住所大阪市西淀川区佃５丁目２番49号
債務者　森山賀世子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１２４９号**
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番４号　エール天下茶屋　101号
債務者　小西　康友
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１３２３号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番26―202号
債務者　石橋　賢次
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１５３２号**
大阪府東大阪市額田町４番17号、前住所大阪市生野区舎利寺１丁目９番25号ヴェルドミール舎利寺503
債務者　有馬　民人
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１６７９号**
大阪市住之江区御崎６丁目10番１―402号、前住所大阪市住吉区清水丘３丁目12番29号
債務者　岡﨑　裕次
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１７４４号**
大阪府茨木市西中条町15番22号　ライラック101号
債務者　学習塾Ｗａｙｓこと　西田　裕士
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１８１５号**
大阪府大東市中垣内６丁目２番15号
債務者　山田　郁美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２０号**
岩手県一関市藤沢町黄海字深田和181番地、前住所岩手県一関市藤沢町徳田字曲田１番地５号棟
債務者　岩渕　美香
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２９年（フ）第２２８号**
北九州市小倉南区上吉田３丁目20番３―402号
債務者　高崎　智子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２４２号**
北九州市門司区別院８番15―303号　第１泉ヶ丘ビル、前住所福岡市城南区堤２丁目４番27―201号
債務者　松田　東代
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２５０号**
北九州市小倉南区中曽根東１丁目２番１―201号
債務者　北山由美子（旧姓芦刈）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第１８４号**
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番１―305号
債務者　林　　綾子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第１９３号**
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１（リリービル１階）
債務者　仲家　健一
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第１９５号**
埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ102
債務者　冨永　陽一
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第２１７号**
埼玉県川越市富士見町９番地２（サンホワイト富士見301号室）、前住所埼玉県川越市松江町１丁目４番地２（アメニティ松江壱号館203号室）
債務者　神田とし子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部